

第3回 「全国知事会 米軍基地負担に関する研究会」資料

平成29年6月1日

1 米軍基地の現況

《米軍基地の種類と統計》

「米軍基地全体」に関する統計 ①+②

- ① 自衛隊等が管理し、米軍が一定の期間使用する基地

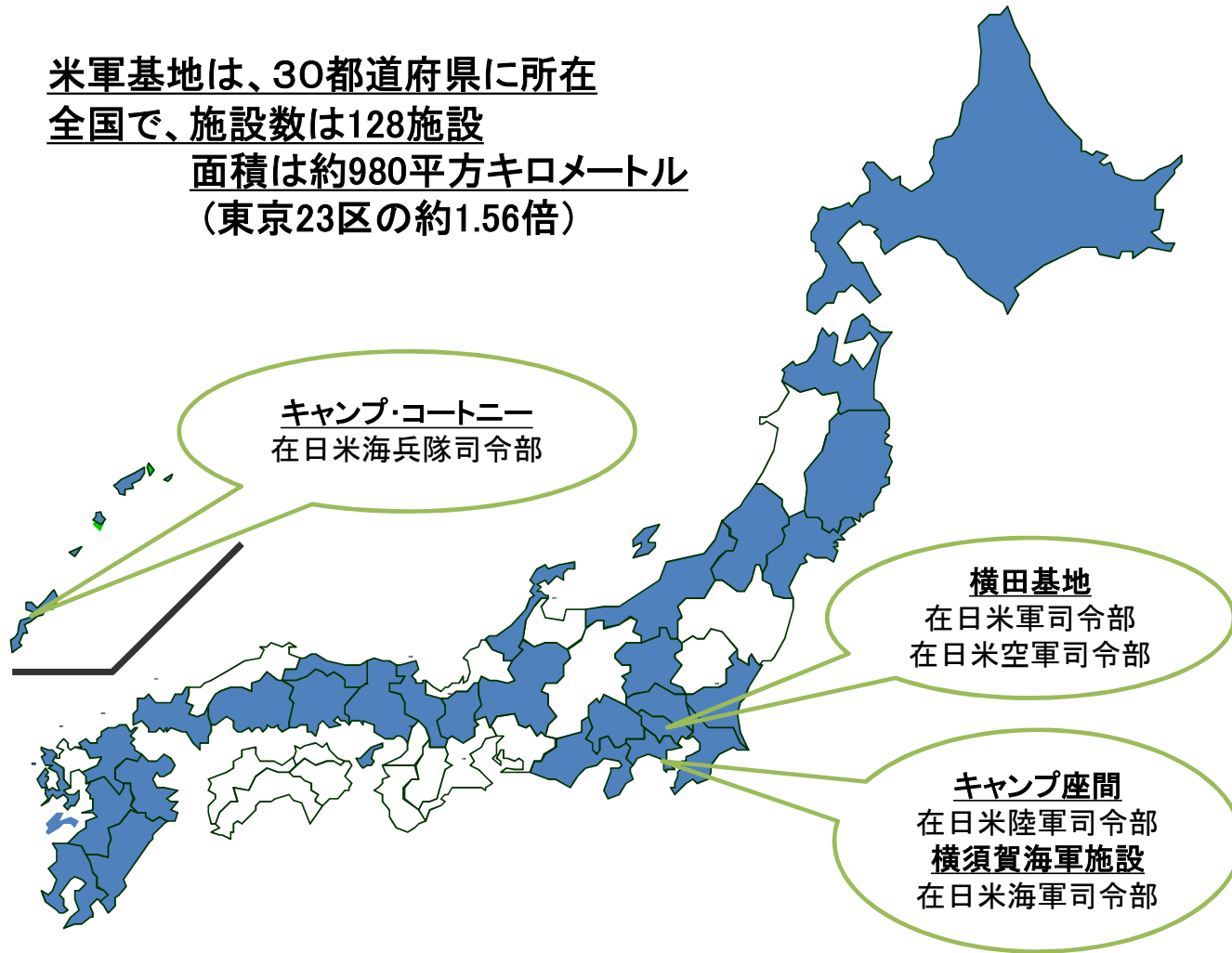
「米軍専用施設」に関する統計

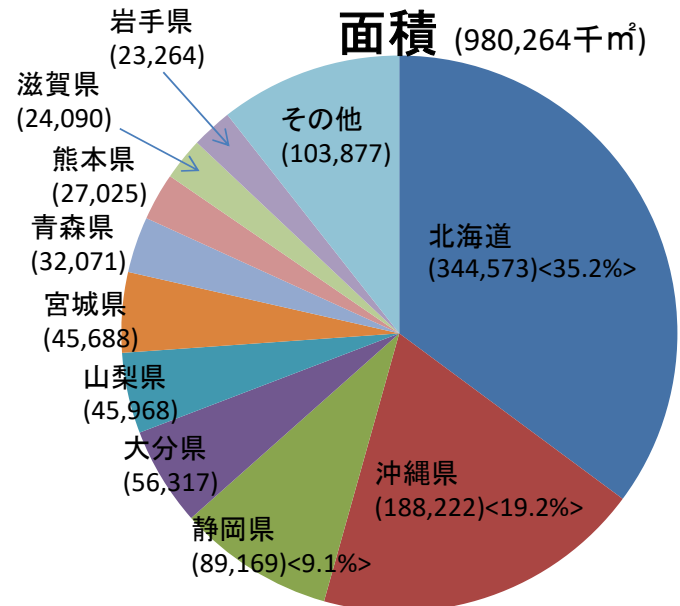
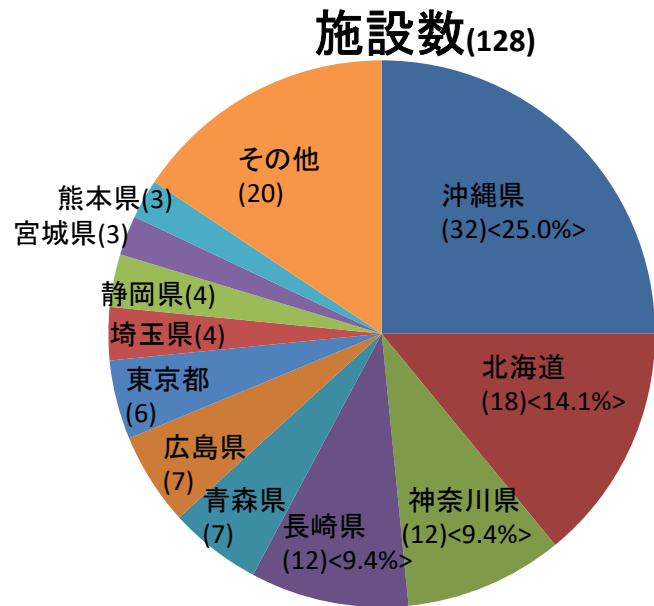
- ② 米軍が管理し自衛隊等が一定の期間使用する基地、及び米軍が管理し使用する基地
=いわゆる「米軍専用施設」

《米軍基地全体の現況について》

H29.1.1現在

米軍基地は、30都道府県に所在
全国で、施設数は128施設
面積は約980平方キロメートル
(東京23区の約1.56倍)





都道府県面積に占める基地の面積の割合

沖縄県	8.25%
静岡県	1.22%
大分県	1.10%
山梨県	1.09%
東京都	0.75%

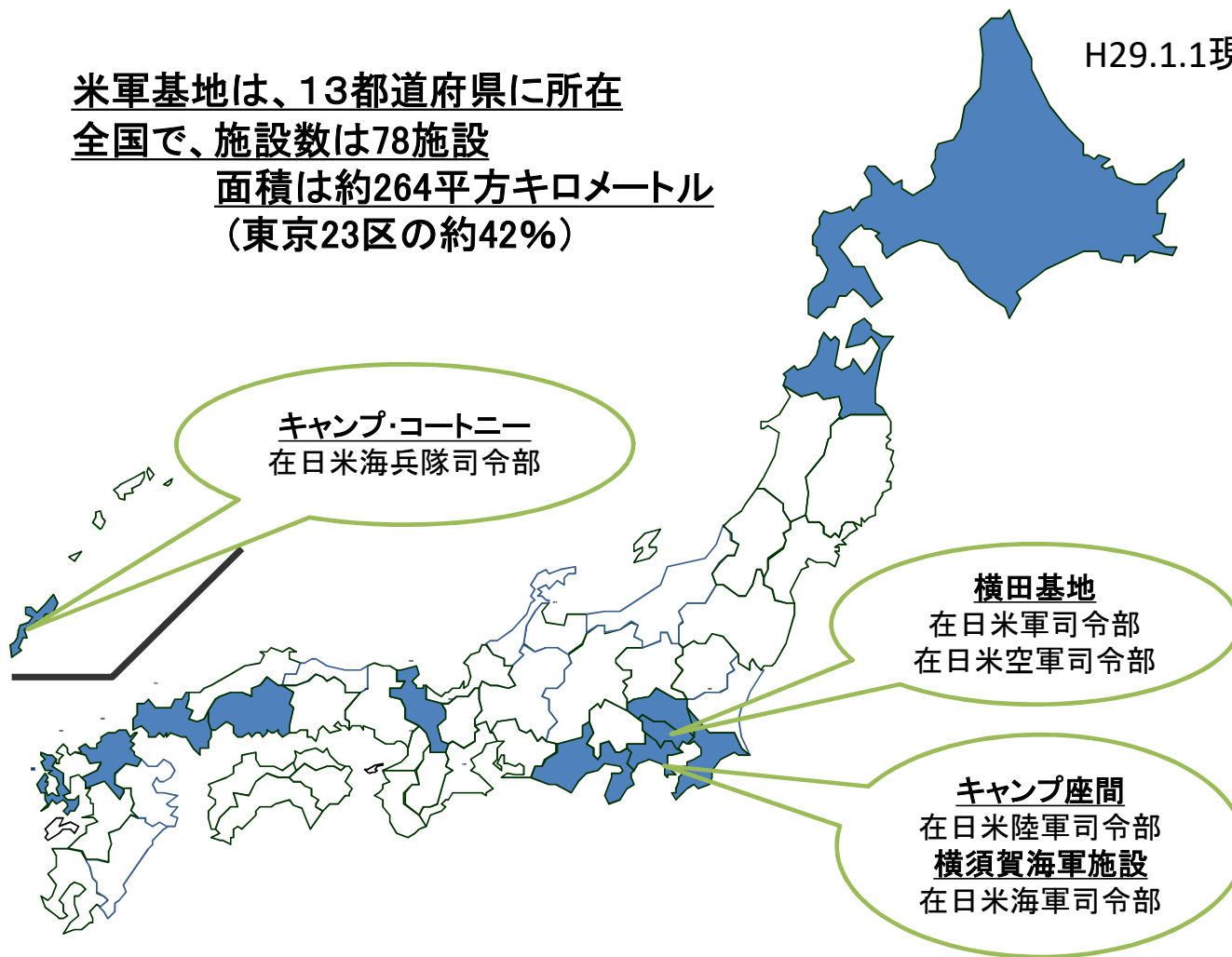
都道府県をまたがる基地については一番面積の大きい都道府県に計上(富士演習場を除く)以下同じ。

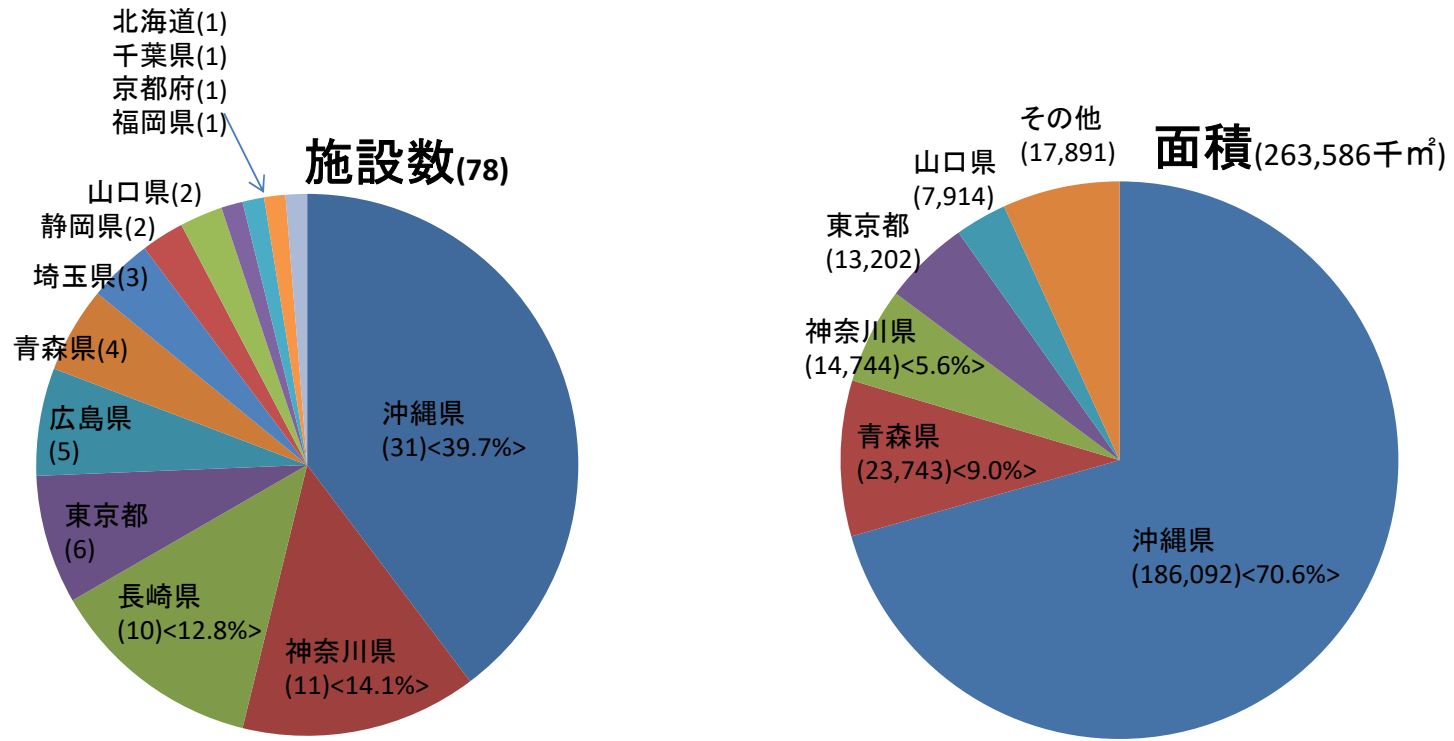
(防衛省からの資料をもとに作成)

《米軍専用施設の現況について》

米軍基地は、13都道府県に所在
全国で、施設数は78施設
面積は約264平方キロメートル
(東京23区の約42%)

H29.1.1現在





米軍専用施設全体に占める都道府県別施設面積の割合

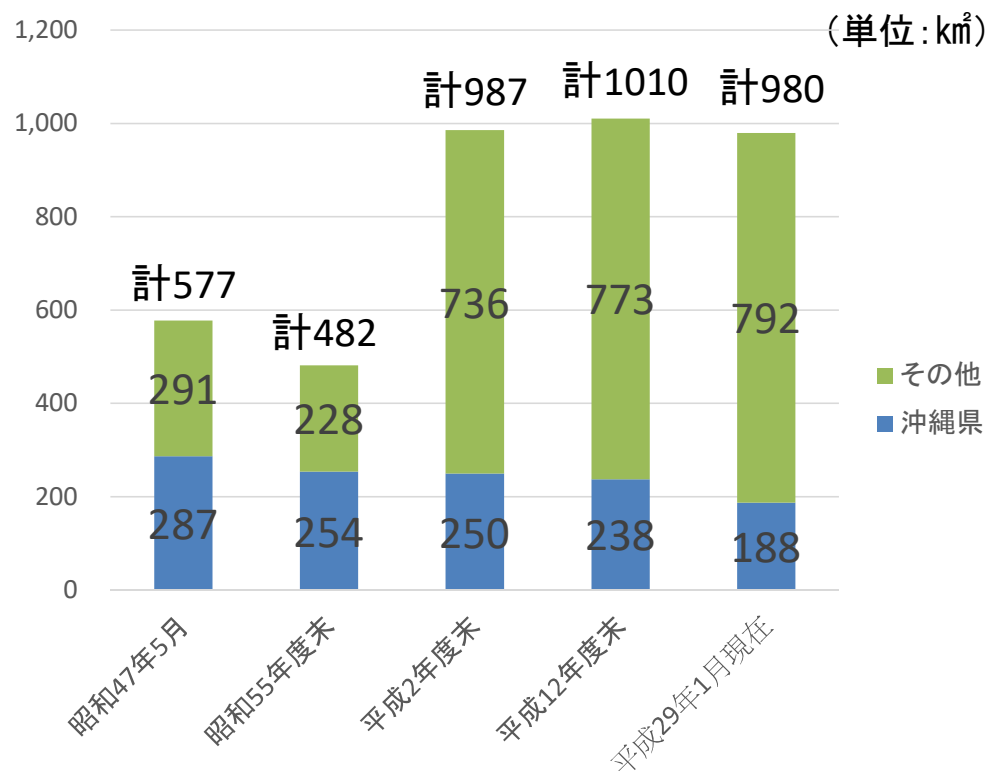
沖縄県	70.6%
青森県	9.0%
神奈川県	5.6%
東京都	5.0%
山口県	3.0%

(防衛省からの資料をもとに作成)

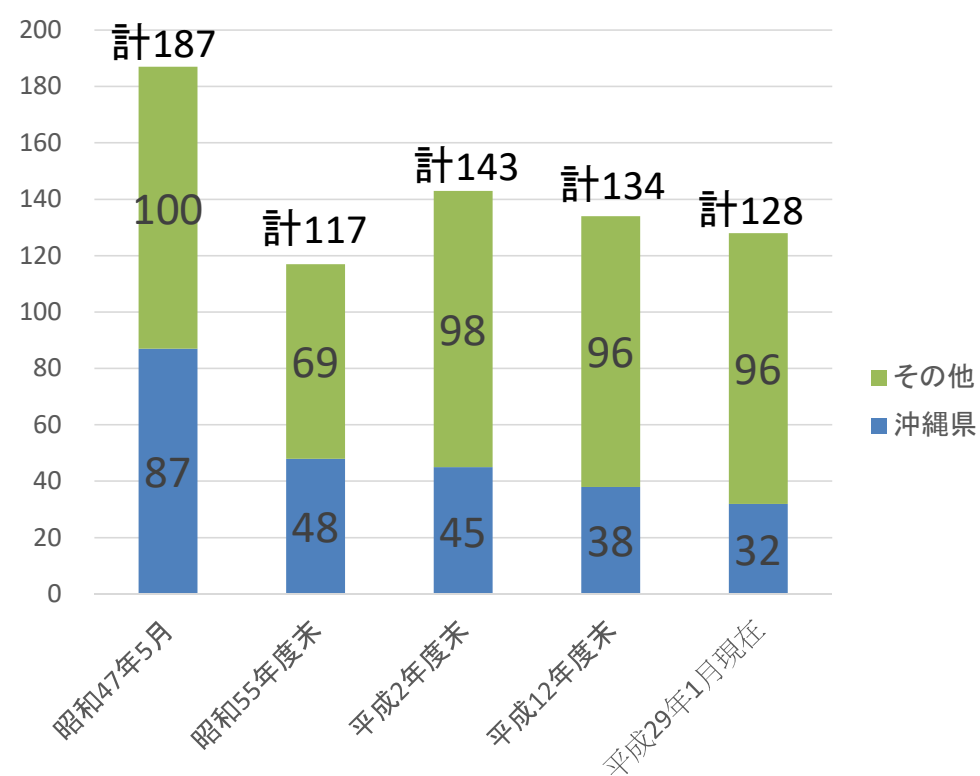
《米軍基地全体及び米軍専用施設の面積及び数の推移について》

【米軍基地全体】

米軍基地全体の面積の推移



米軍基地全体の数の推移



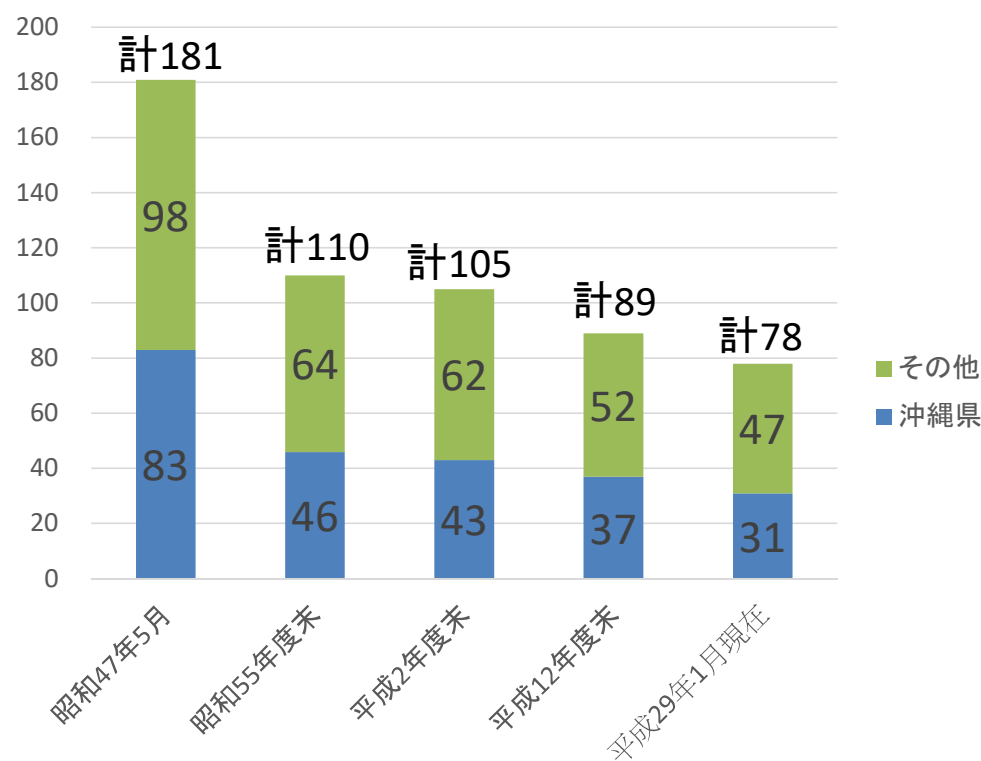
(防衛省からの資料をもとに作成)

【米軍専用施設】

米軍専用施設の面積の推移



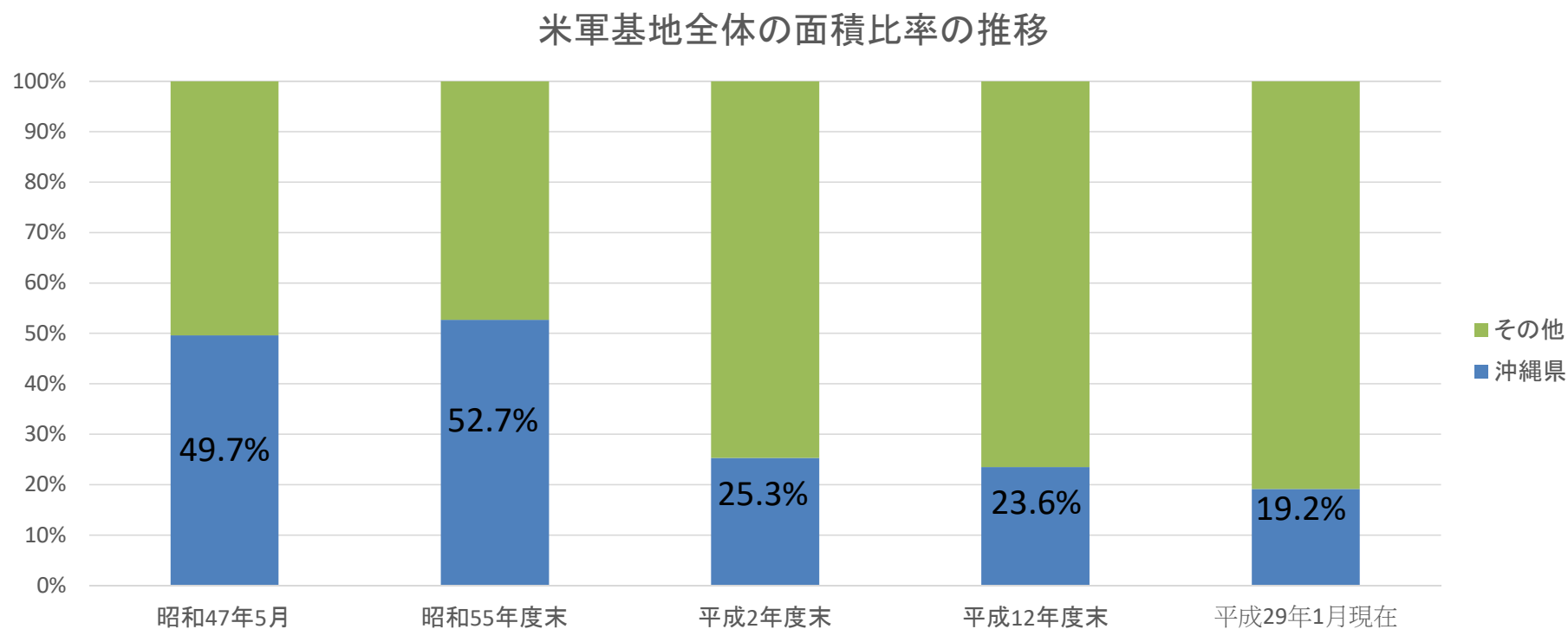
米軍専用施設の数推移



(防衛省からの資料をもとに作成)

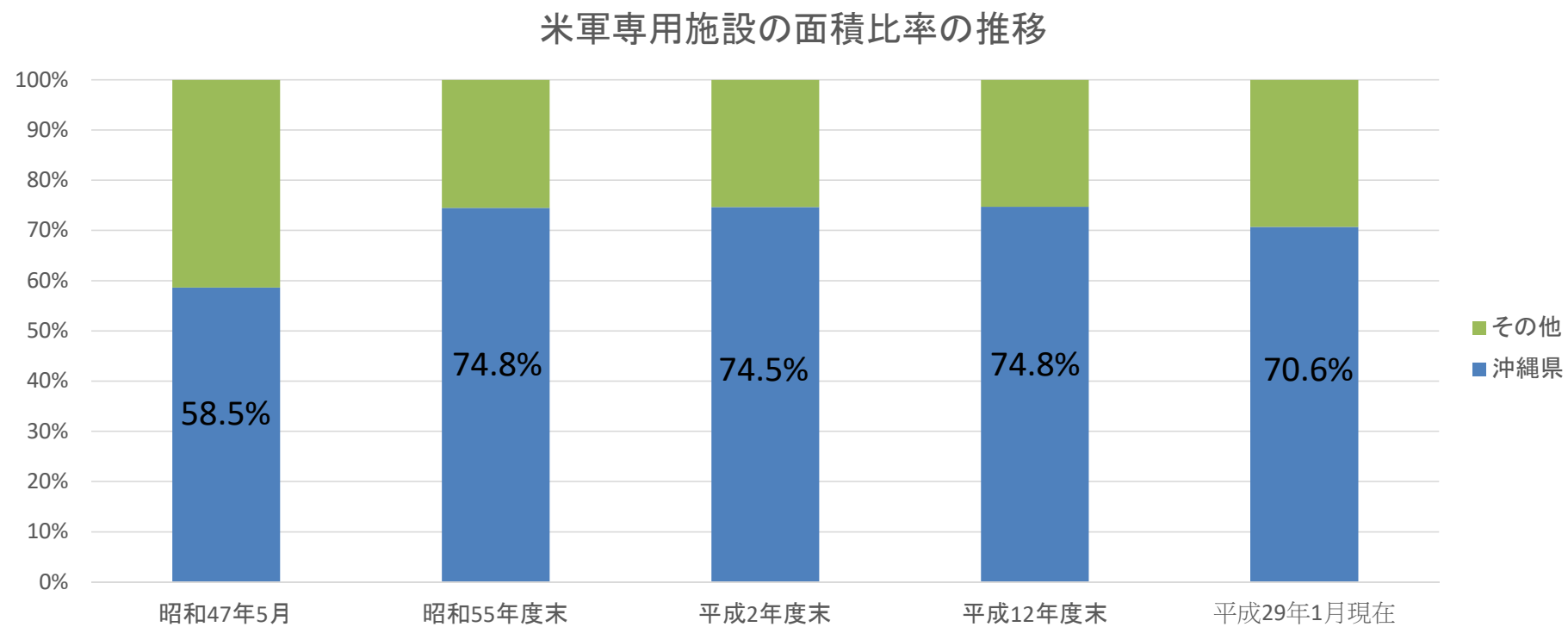
《米軍基地全体及び米軍専用施設の面積比率の推移について》

【米軍基地全体の面積比率の推移】



(防衛省からの資料をもとに作成)

【米軍専用施設の面積比率の推移】



(防衛省からの資料をもとに作成)

2 米軍基地による負担と改善に向けた取り組み

《米軍基地の負担の実情》

◆日米安全保障体制は、国民の生命・財産や領土・領海等を守るために重要であるが、米軍基地の存在が、航空機騒音、米軍人等による事件・事故、環境問題等により、基地周辺住民の安全安心を脅かし、基地所在自治体に過大な負担を強いている側面がある。

【騒音問題】

航空機騒音、砲撃に伴う騒音

<航空機騒音の例>

	嘉手納飛行場周辺	普天間飛行場周辺
平均ピークレベル	93.5dB	88.9dB
最大ピークレベル	117.7dB	120.8dB

(沖縄県「沖縄から伝えたい。米軍基地の話。Q&A Book」より引用)

<参考>航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値
I (専ら住居の用に供される地域)	57dB以下
II (I 以外の地域)	62dB以下

<参考>騒音の目安

(環境省ホームページより引用)

デシベル	騒音の目安
120	飛行機のエンジンの近く
110	自動車の警笛(前方2メートル)
100	電車が通るときのガード下
90	騒々しい工場の中

(沖縄県「沖縄から伝えたい。米軍基地の話。Q&A Book」より引用)

＜飛行場の騒音軽減に関連した日米合同委員会合意＞

日米合同委員会とは

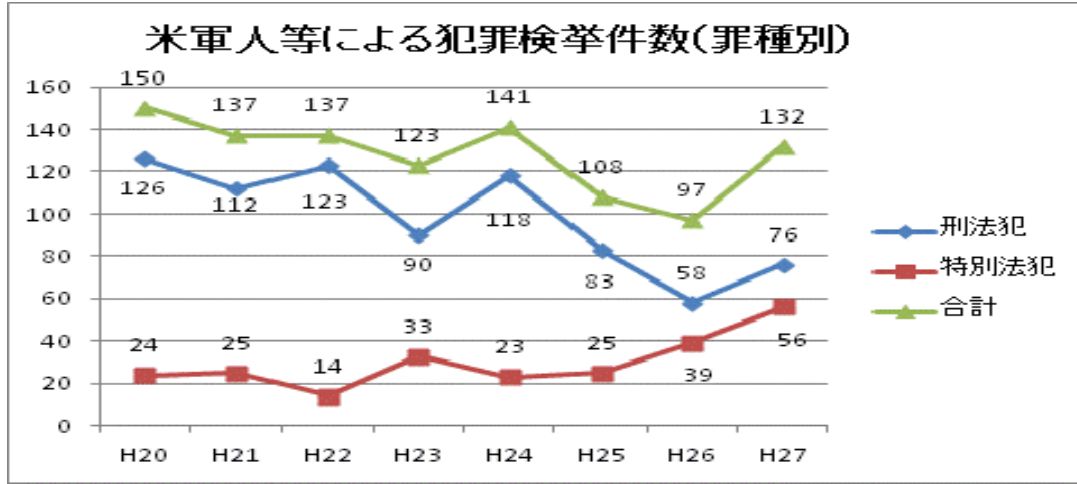
- ・日米地位協定上の正式な協議機関
- ・個々の施設・区域の提供を含め、実施項目を規定

【騒音規制の例】

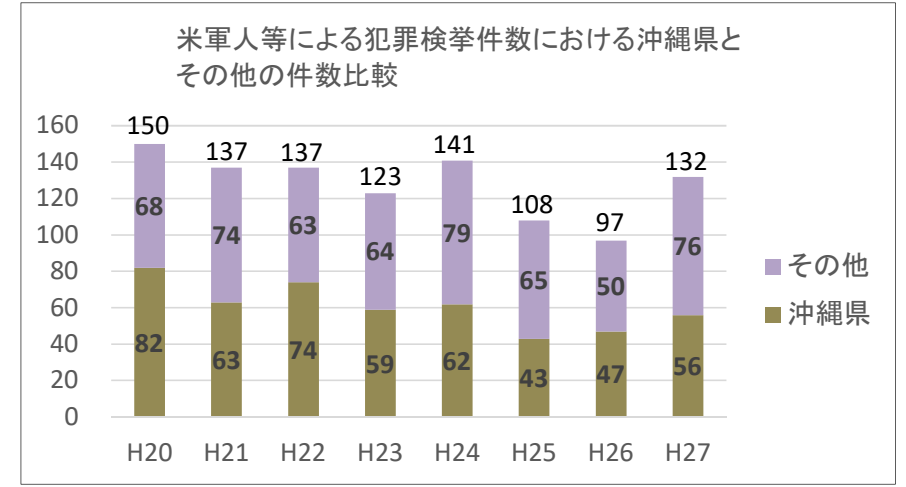
- 厚木海軍飛行場騒音規制
（昭和38年9月19日合意、昭和44年11月20日改正）
- 横田飛行場騒音規制
（昭和39年4月合意、平成5年11月改正）
- 嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置に関する合同委員会合意について
（平成8年3月28日）

【米軍人等による事件・事故】

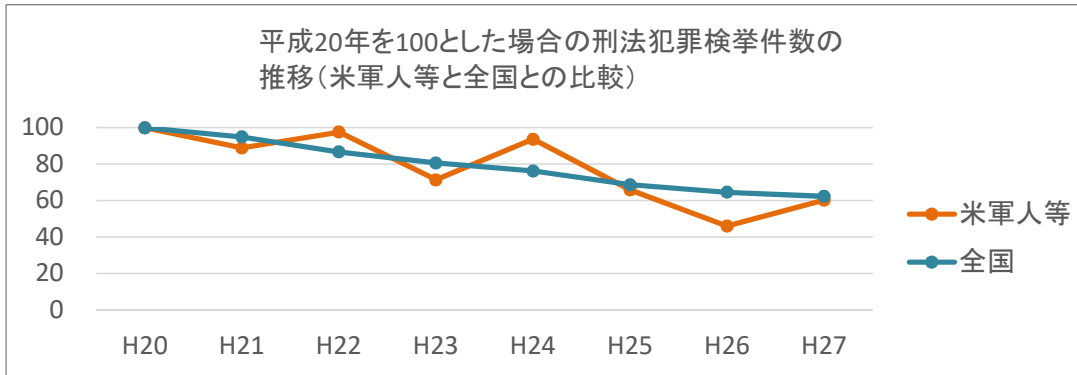
《米軍人等による事件》



※ 米軍人等には軍人、軍属、家族を含む。 (警察庁統計より作成)



(警察庁統計、沖縄県警察本部資料より作成)

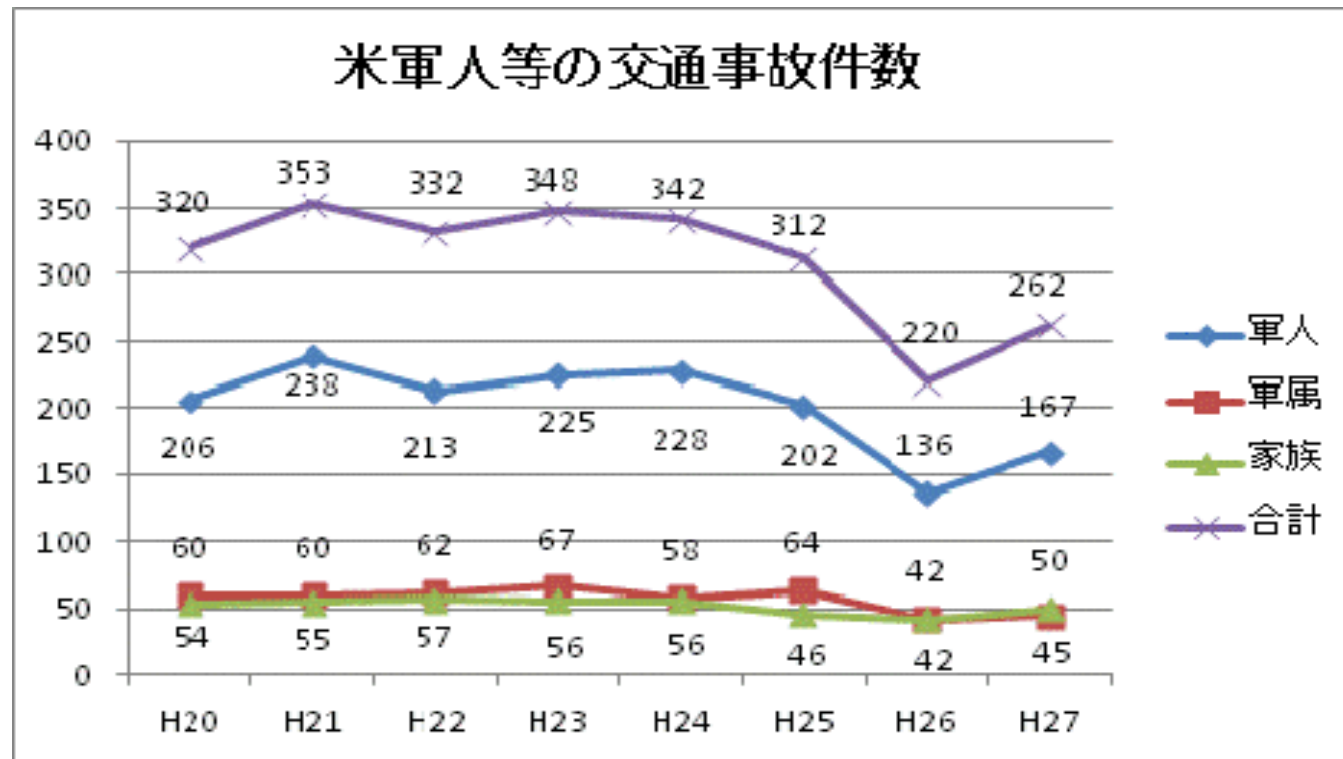


(警察庁統計、警察白書より作成)

<参考>

- ・軍属 : 在日米軍に雇用される文民の被用者等
- ・刑法犯 : 凶悪犯、粗暴犯、窃盗犯、知能犯、風俗犯、その他の刑法犯(公務執行妨害、住居侵入等)
- ・特別法犯 : 銃刀法違反、覚醒剤取締法違反等刑法犯以外の犯罪

《米軍人等による事故》



(警察庁統計より作成)

《刑事裁判手続に関する運用の改善》

- ・米軍人等による犯罪に係る刑事裁判手続は日米地位協定で定められており、米軍人及び軍属による公務中の犯罪については、米国側が第一次裁判権を有する
- ・日本側が裁判権を行使すべき米軍人等について、被疑者である米軍人等の身柄を米国側が確保した場合、日本側が被疑者を起訴するときまで、米国側が被疑者を引き続き拘禁

〈これまでの運用改善〉

平成7年10月

殺人や強姦等の凶悪犯罪については、起訴より前の段階で身柄の引渡しについて米国側が好意的な考慮を払う。

⇒その後の6件の事件のうち、平成14年に沖縄県で発生した婦女暴行未遂事件を除き、起訴前の身柄引渡しが実現

平成23年11月

軍属の公務中の犯罪について、米国側が刑事裁判にかけない場合、被害者が亡くなった事案等について、日本側が裁判権の行使を米国側に要請することが可能となり、米国側は好意的な配慮を払う。

平成23年12月

「公務」の範囲に関する日米合同委員会合意の改正し、飲酒後の自動車運転による通勤はいかなる場合であっても公務として扱わないことを明確化。

⇒飲酒運転による事故は、通勤に係るものであっても日本側が第一次裁判権を有することが正規な形で確保。

平成25年10月

刑事裁判等の処分結果の相互通報制度に関する新たな枠組みが合意され、裁判によらずに科せられた懲戒処分も通報の対象に。

また、通報を受けた内容についての公表のほか、被害者や家族に開示するための仕組みについても整理。

<沖縄県における犯罪抑止対策についての政府の取組み>

平成28年5月26日

内閣官房長官をチーム長とする「沖縄県における犯罪抑止対策推進チームを設置。

平成28年6月3日

防犯パトロール体制の強化や、安全・安心な環境の整備を柱とする対策を取りまとめ。

【環境問題】

＜環境問題に関する取組み＞

基地内の環境問題は、周辺住民の生命、健康に重大な影響を及ぼす可能性があり、この問題に対する国民の意識と関心はますます高まっていると言える。

《近年の環境事案の例》

- | | |
|------------|--|
| 平成18年3月、4月 | キャンプ座間において、焼却施設へ軽油を供給するパイプの亀裂から流出した油が、相模原市内の鳩川に流出。 |
| 平成24年3月 | 嘉手納弾薬庫地区内にある使用されていないタンクから、ディーゼル燃料約30ガロン（114リットル）が流出。 |
| 平成28年6月 | 普天間飛行場で、航空機用燃料タンクの空気抜きから燃料が漏出。水路などを通じた施設外への流出はなし。 |

《日本環境管理基準(JEGS)》

日本環境管理基準とは

- ・在日米軍が施設・区域内の環境管理を行うための基準
- ・平成13年8月に、日米合同委員会の環境分科委員会の下にJEGS作業部会を設置
- ・大気排出物、排水、有害廃棄物、アスベスト、流出防止及び対応計画等について基準等を定めている

《環境原則に関する共同発表》

平成12年9月 環境原則に関する共同発表の発出

「管理基準」「情報交換及立入」「環境汚染への対応」「環境に関する協議」の4点が柱

《日米地位協定の環境補足協定》

日米地位協定の環境補足協定とは

- ・「情報共有」「環境基準の発出・維持」「立入手続の作成・維持」「協議」の内容で構成
- ・法的拘束力を有する国際約束により規定を設けており、日米地位協定の運用の在り方を在日米軍との間で決める従来の運用改善とは質的に異なるもの

環境補足協定を除く改善に向けた取組みは、日米地位協定の運用上の改善



日米地位協定の内容が前提となるため、改善効果にも限界

米軍基地に起因する環境問題、事件・事故等の抜本的解決には、日米地位協定の改定は避けては通れないと考えられる。

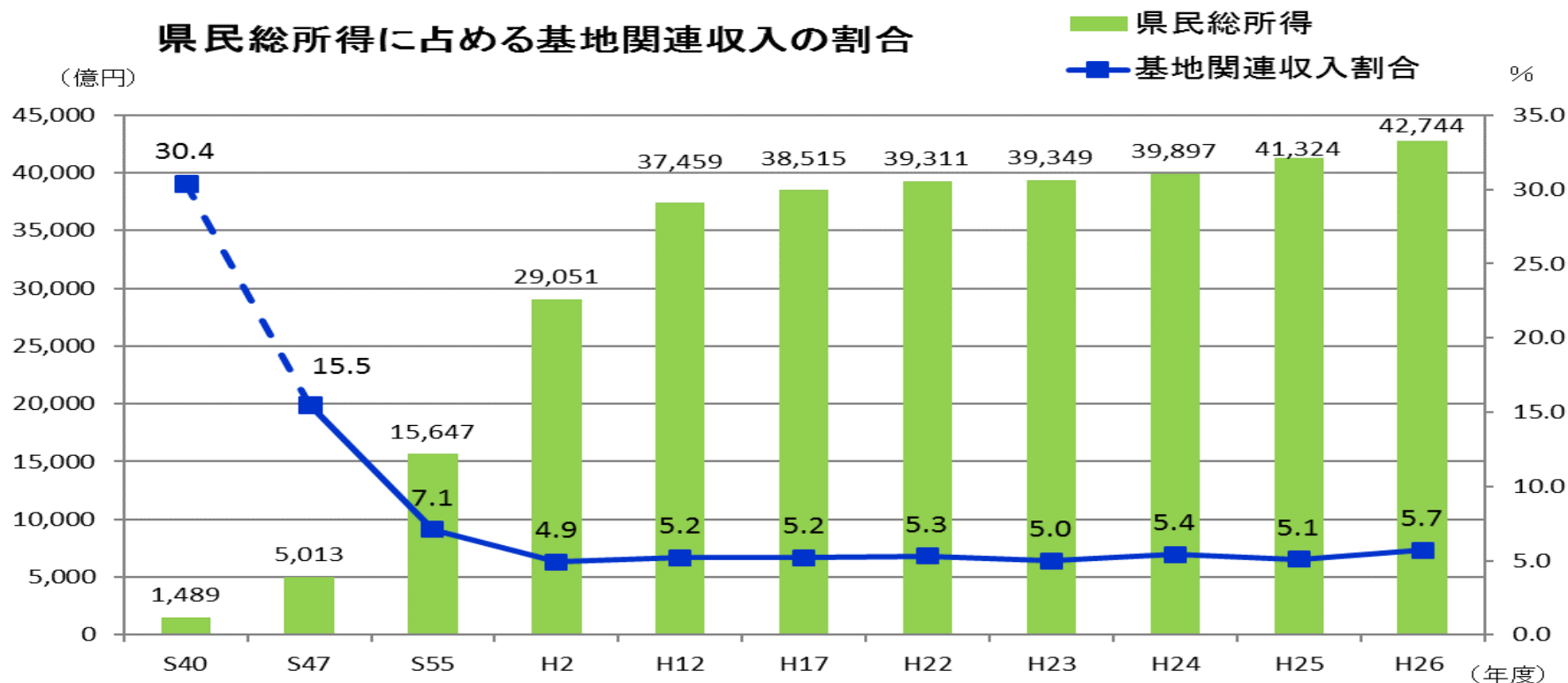
3 米軍基地の整理・縮小・返還について

<近年の主な基地返還>

平成23年7月	ギンバル訓練場(沖縄県)全部返還
平成26年2月	佐世保海軍施設(長崎県)一部返還
平成26年6月	深谷通信所(神奈川県)全部返還
平成27年2月	慶佐次通信所(沖縄県)全部返還
平成27年6月	上瀬谷通信施設(神奈川県)全部返還
平成27年9月	トリイ通信施設(沖縄県)一部返還
平成28年2月	キャンプ座間(神奈川県)一部返還
平成28年12月	北部訓練場(沖縄県)一部返還

沖縄県における米軍基地関連収入の推移

県経済に占める基地関連収入の割合は、復帰前の30.4%、復帰直後の15.5%から現在では5.7%（H26年度）となり、その比重は大幅に低下。



(出典) 昭和40年度: 沖縄県「県民所得統計報告書(昭和48年度)」
昭和47年度以降: 沖縄県「県民経済計算」

(沖縄県「沖縄から伝えたい。米軍基地の話。Q&ABook」より)

沖縄県における米軍基地跡地利用による経済効果

基地跡地の飛躍的な発展は、かつての基地経済の効果を大きく上回るものとなっている。

既返還 駐留軍用地跡地	直接経済効果（億円/年）※1			雇用者数（人）※2			税収効果（億円/年）※3		
	返還前	返還後	倍率	返還前	返還後	倍率	返還前	返還後	倍率
那覇新都心 地区	52	1,634	32倍	168	15,560	93倍	6.0	199	33倍
小禄金城地区	34	489	14倍	159	4,636	29倍	3.4	59	17倍
桑江・北前 地区	3	336	108倍	0	3,368	皆増	0.4	40	100倍
合計	89	2,459	28倍	327	23,564	72倍	9.8	298	30倍

※1：直接経済効果：（返還前＝地代収入、軍雇用者所得、米軍等への財・サービスの提供額、基地周辺整備費等、基地交付金）
（返還後＝卸・小売業、飲食業、サービス業、製造業の売上高、不動産（土地、住宅、事務所・店舗）賃貸額）
「駐留軍用地跡地利用に伴う経済波及効果等に関する検討調査（平成27年1月沖縄県公表）」に基づく

※2：雇用者数：（返還前＝沖縄の米軍及び自衛隊基地（統計資料集）に基づく）、（返還後＝経済センサス活動調査（H24）に基づく）

※3：税収効果：企業の営業余剰、雇用者所得の増加に伴い増加が見込まれる理論値
「駐留軍用地跡地利用に伴う経済波及効果等に関する検討調査（平成27年1月沖縄県公表）」に基づく

（第1回「全国知事会 米軍基地負担に関する研究会」沖縄県提出資料より）